

お客さま各位

## 「未利用口座管理手数料」の既存口座への適用について

当金庫は、令和 3 年 4 月 1 日以降に新規開設された普通預金口座、決済用普通預金口座および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、令和 3 年 3 月 31 日以前に開設された口座にも適用させていただくことといたしました。

この度の改定は、長期間ご利用のない預金口座の不正利用を防止するために実施するものであり、日頃より入出金や口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

今後により一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以下に概要をお知らせします。

### 記

#### 1. 改定日

令和 4 年 7 月 1 日（金）

#### 2. 改定内容

##### 「未利用口座管理手数料」概要（下線部分を改定）

項目	改定後	現行
対象預金の種類	<u>すべての</u> 普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金口座	令和 3 年 4 月 1 日以降開設された普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金口座
対象口座 (変更ありません)	最終のお預入れまたは払戻し取引から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しの取引がない口座	
対象外口座条件 (右記いずれかに該当した場合)	(1) 該当口座残高 <u>1,000 円以上</u> (2) 融資あり (3) 他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）あり	(1) 該当口座残高 10,000 円以上 (2) 融資あり (3) 他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）あり
手数料金額	<u>年間 550 円</u> （消費税込）	年間 1,320 円（消費税込）
手数料の引落し (変更ありません)	(1) 未利用口座管理手数料の対象となったお客さまへ「ご案内」を郵送いたします。 (2) 「ご案内」郵送後、一定期間（2 カ月）経過後もお預入れまたは払戻し等のお取引がない場合、未利用口座管理手数料を対象口座から引落しさせていただきます。 ※ 一旦引落しました手数料はご返却いたしかねます。	
口座の自動解約 (変更ありません)	口座残高が未利用口座手数料以下の場合、口座残高（解約利息を含む）を未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約させていただきます。 ※ 解約口座の再利用には応じかねますのであらかじめご了承ください。	

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以 上